

# 矢吹町狩猟免許等取得補助金について

狩猟免許を取得した者に対し、免許取得の経費を補助します。

## 【申込について】

### ■ 補助対象者

① 町内に在住する者

② 新たに狩猟免許を取得する以下に該当する者

- ・ 矢吹町鳥獣被害対策実施隊員
- ・ 矢吹町鳥獣被害対策実施隊員に加入することが認められる者

### ■ 補助金額



区分	内容	補助対象経費	助成金額
狩猟免許取得に係る経費	初心者講習会受講手数料	福島県収入証紙にて支払った金額	左記金額
	射撃教習を受ける資格認定手数料	福島県収入証紙にて支払った金額	左記金額
	教習射撃用弾の譲受許可手数料	福島県収入証紙にて支払った金額	左記金額
	教習射撃受講料	受講するために支払った金額	左記金額
	鉄砲所持許可申請手数料	福島県収入証紙にて支払った金額	左記金額
	医師の診断書	診断書の交付を受けるため支払った金額	左記金額
	免許試験申請手数料	福島県収入証紙にて支払った金額	左記金額
	その他必要と認められる経費	上記以外に免許取得に要した金額	左記金額
猟銃等の保管に係る経費	ガンロッカー 装弾ロッカー 銃カバー	購入物品に要した金額	左記総金額の1/2以内 (ただし、上限は5万円)

※詳しい内容については担当課までお問い合わせ下さい。

【お問合せ】 矢吹町役場農業振興課 TEL.42-2115